

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業としての継続的な発展及び社会的信用の獲得をめざして、経営の意思決定の公平性、迅速性及び的確性を追求し、より効率的で優れた経営を実践していくことを基本方針として取り組んでまいります。また、経営の監視機能を充実させるとともに情報の適時開示によって経営の健全性と透明性を維持していくことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ピービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	1,694,246	8.30
東日本旅客鉄道株式会社	1,580,600	7.74
旭調査設計株式会社	1,434,412	7.02
第一建設工業社員持株会	1,294,326	6.34
株式会社第四北越銀行	1,016,441	4.97
株式会社北陸銀行	982,350	4.81
株式会社秋田銀行	615,808	3.01
東鉄工業株式会社	511,760	2.50
第一建設工業互助会	463,475	2.27
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	456,300	2.23

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田 至夫	他の会社の出身者											
千葉 信宏	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 至夫	○	_____	当社が同氏を社外取締役に選任した理由は、長年にわたり株式会社新潟クボタの経営に携わられており、その豊富な知識と経験を当社の経営に反映させるとともに、外部の視点より取締役の職務執行の監督強化を図ることを期待したためであります。また、東京証券取引所が定める独立要件をすべて充足し、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し独立役員に指定しました。

千葉 信宏		――	当社が同氏を社外取締役を選任した理由は、当社が東日本旅客鉄道株式会社より公共性の高い鉄道関連の建設工事を受注していることから、同氏の鉄道事業における専門的経験と高い見識から、主に鉄道工事に對し有益かつ的確な助言を受け経営に反映させるためであります。
-------	--	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、適宜、会合を開催し、監査の内容における諸問題について検討及び意見交換を行っております。また、監査役は、内部監査部門(内部統制室)から都度報告を受け、会社業務の適法性の確認を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田宮 武文	弁護士													
小宮山 勤	他の会社の出身者													
渡邊 智紀	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

田宮 武文	○	——	当社が同氏を社外監査役に選任した理由は、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の適法性について、弁護士という専門的立場から監査を受けることを期待したためであります。また、東京証券取引所が定める独立要件をすべて充足し、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し独立役員に指定しました。弁護士という社会的地位の高い職業柄、会社法等の企業法務に対して豊富な知識、経験を有しており、会社、株主双方に対して中立、公正な立場で経営陣に対する業務執行の監視や有効な助言により取締役の業務執行の監督機能向上に寄与されています。
小宮山 勤		——	当社が同氏を社外監査役に選任した理由は、取締役会における意思決定及び取締役の業務執行について、社外者として主にコンプライアンスの専門的立場から監査を受けることを期待したためであります。豊富な経験と高い見識に基づき、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための必要かつ適切な発言により、取締役の業務執行の監督機能向上に寄与されています。
渡邊 智紀		——	当社が同氏を社外監査役に選任した理由は、取締役会における意思決定及び取締役の業務執行について、社外者として主に鉄道事業の専門的立場から監査を受けることを期待するとともに、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための必要かつ適切な発言により、取締役の業務執行の監督機能向上を期待したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員報酬等に対応しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役(社外取締役を除く)223,925千円、監査役(社外監査役を除く)14,700千円、社外役員14,688千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

社内取締役の報酬については、月例報酬である基本報酬と賞与からなっております。基本報酬及び賞与については、経験年数、担当職務などによる基準額に貢献度に応じた査定額を加えて算定しております。

社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとし、賞与は対象外としております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役報酬については、代表取締役社長 内田海基夫であり、取締役会からの委任を受け、株主総会で決定した取締役の報酬限度額の範囲内で決定しております。なお、報酬の決定前には、その考え方や決定プロセスの客観性について独立社外取締役と意見交換を行っており、その結果を取締役会に諮り意見交換を行っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当部署は設置しておりませんが、社員・業務サポート本部総務部で情報の提供をはじめ全般的な支援体制を整えております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
高木 言芳	相談役	業界団体活動等(経営非関与)	非常勤、報酬有	2019/06/26	1年更新
舩形 勝	顧問	業界団体活動等(経営非関与)	非常勤、報酬有	2012/06/28	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

2 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会制度、取締役会制度、執行役員制度を採用し、取締役会、監査役会等により経営の意思決定及び業務執行、監査を行っております。なお、具体的な会社機関の概要等は以下のとおりです。

1. 会社機関の概要

・取締役会は、全8名の取締役(うち2名は社外取締役)で構成され、原則月1回開催し、代表取締役社長のもと法令及び定款で定められた事項や経営に関する重要事項に関し審議又は決定を行っております。なお、構成メンバーは、代表取締役社長 内田海基夫、取締役 佐藤勇樹、取締役 内山和之、取締役 松本光昭、取締役 烏一男、取締役 本田孝、社外取締役 吉田至夫、社外取締役 千葉信宏であります。

・監査役会は、全4名の監査役(うち3名は社外監査役)で構成され、原則月1回開催し、常勤監査役等からの監査業務の報告を受け経営の適法性について確認を行っております。また、取締役会、経営会議、支店長会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の適法性、妥当性について監査するとともに、経営の透明性の確保に努めております。なお、構成メンバーは、常勤監査役 加賀正良、社外監査役 田宮武文、社外監査役 小宮山勤、社外監査役 渡邊智紀であります。

・経営会議は、代表取締役社長が特に指名した取締役、監査役、執行役員等で構成され、原則月2回開催し、代表取締役社長のもと取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営課題に関し審議又は決定を行っております。なお、構成メンバーは、代表取締役社長 内田海基夫、取締役 佐藤勇樹、取締役 内山和之、取締役 松本光昭、取締役 烏一男、取締役 本田孝、常勤監査役 加賀正良、社外監査役 小宮山勤、その他審議内容等に応じた執行役員等であります。

・支店長会議は、原則月1回開催し、代表取締役社長のもと経営上の重要事項の伝達や各支店等からの概況報告による情報交換を緊密にして業務執行上の課題の把握と改善策の検討等により、業績の向上及びリスクの未然防止を図っております。なお、構成メンバーは、代表取締役社長 内田海基夫、取締役 佐藤勇樹、取締役 内山和之、取締役 松本光昭、取締役 烏一男、取締役 本田孝、常勤監査役 加賀正良、社外監査役 小宮山勤、執行役員 中西勉、執行役員 佐々木健一、執行役員 有谷浩、執行役員 原隆興、執行役員 松原崇、執行役員 山崎晋、その他会議内容等に応じた執行役員等であります。

2. 監査役監査及び内部監査の概要

・監査役監査は、監査役会で定めた監査の方針及び監査計画等に基づき実施され、取締役の職務執行の適法性、妥当性について監査しております。監査役は、取締役会、経営会議及び支店長会議等の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社、支店及び主要な事業所への往査、子会社の取締役等との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況及び結果の報告の確認等を実施し、その内容は他の監査役にも適時共有しております。また、内部統制室及び会計監査人と必要に応じ打合せを行う等相互連携を図っております。なお、社外監査役 田宮武文は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・内部監査については、社長直属の内部統制室(専任者3名)を設置し、年間監査計画に基づき、業務監査及び内部統制監査を行っております。また、監査役及び会計監査人と必要に応じ打合せを行う等相互連携を図っております。内部監査の結果は、社長に報告するとともに経営会議、支店長会議に報告され、被監査部門に対しては、改善事項の指摘を行い、対策の内容及び改善状況の報告を求め、必要により再監査を実施しております。また、各部門に共通する改善事項については、全社的に通達することにより実効性のある健全な業務運営を図っております。なお、内部統制監査については、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況について監査を実施しております。

3. 会計監査の概要

・会計監査については、EY新日本有限責任監査法人に委託しており、業務執行社員の公認会計士は、野田裕一氏、大島伸一氏の2名であります。また、監査に係る補助者は、監査法人の選任基準により決定されております。

4.取締役、監査役との責任限定契約

・当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役(2名)や社外監査役(3名)の選任により、意思決定における客観性を高めるとともに経営者に対する監督機能の強化を図っているほか、内部監査、会計監査においても、監査役、内部統制室、会計監査人が相互に連携し監査を行っております。これらのことから十分なコーポレート・ガバナンス体制が構築されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限に対し1週間早期に発送 自社ホームページで発送日前に開示
集中日を回避した株主総会の設定	開催日は、集中日を回避した日程といたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
その他	・株主総会のビジュアル化 1. 自社のPRビデオを上映 2. 報告事項のナレーションによる説明 3. パソコン活用によるビジュアル化 ・招集通知のビジュアル化 1. カラー印刷及びサイズの変更 2. グラフ等のビジュアル化表示 3. UDフォントの採用 ・ホームページへの招集通知の掲載

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	https://www.daiichi-kensetsu.co.jp/ 1. プレスリリース資料 2. 決算説明資料 3. 有価証券(四半期)報告書 4. 株主総会招集通知 5. 臨時報告書 6. 株主通信 7. 株価情報へのリンク	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 総合企画本部 経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	2003年11月に「土木構造物・建築物の設計及びオフィス活動」を範囲としたISO14001を本社及び全支店で認証取得しました。現在は、環境マネジメントシステムに基づき、全社員で環境保全活動を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、社会から信頼される企業を目指し、その社会的責任を果たしていくためには、コンプライアンスを尊重し、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保していくことが大切であると考えております。

2. 整備状況

(1)コンプライアンス体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「倫理・法令遵守委員会規則」を定め、法令遵守意識の普及、啓発や想定される重大な法令違反等に対応するためのマニュアルを整備する等、コンプライアンス違反の未然防止及び再発防止を図っております。

また、法令違反行為については、「内部通報規則」を定め、コンプライアンス違反行為の早期発見と是正及び公益通報者の保護を図っております。

(2)リスク管理体制

業務遂行上のリスクの発生予防及び発生した場合の損害を最小限に留めるため、「リスク管理規則」を定め、リスク管理体制の整備や予防対策の実施、教育のほか、緊急事態の発生又は発生の恐れがある場合は、必要に応じ、リスク管理委員会の招集や対策本部の設置によりこれに対応することとしております。

(3)子会社の業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規則」を定めるとともに、子会社の管理担当部署として、経営企画部を指定しております。経営企画部は、関係会社連絡会議を開催し、経営状況や事業運営に重大な影響を及ぼす恐れのある事項について報告を求めています。また、内部統制室は、年1回以上、子会社の業務監査を実施しております。

(4)情報管理体制

職務の執行にあたっての重要な文書及び情報については、別途定める社内規則に従い適切に管理されております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して経済的な利益供与を行わないことを「企業倫理規則」に定め、運用のための社内体制を整備し徹底します。

2. 整備状況

法務コンプライアンス部で「反社会的勢力の不当要求対応マニュアル」を作成し、全社員に対して対応方法等についての教育を行っております。また、不当要求を受けた場合の連絡網の整備や、当社から発注される工事の工事下請契約約款に反社会的勢力の排除条項を規定するなど、体制の整備に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

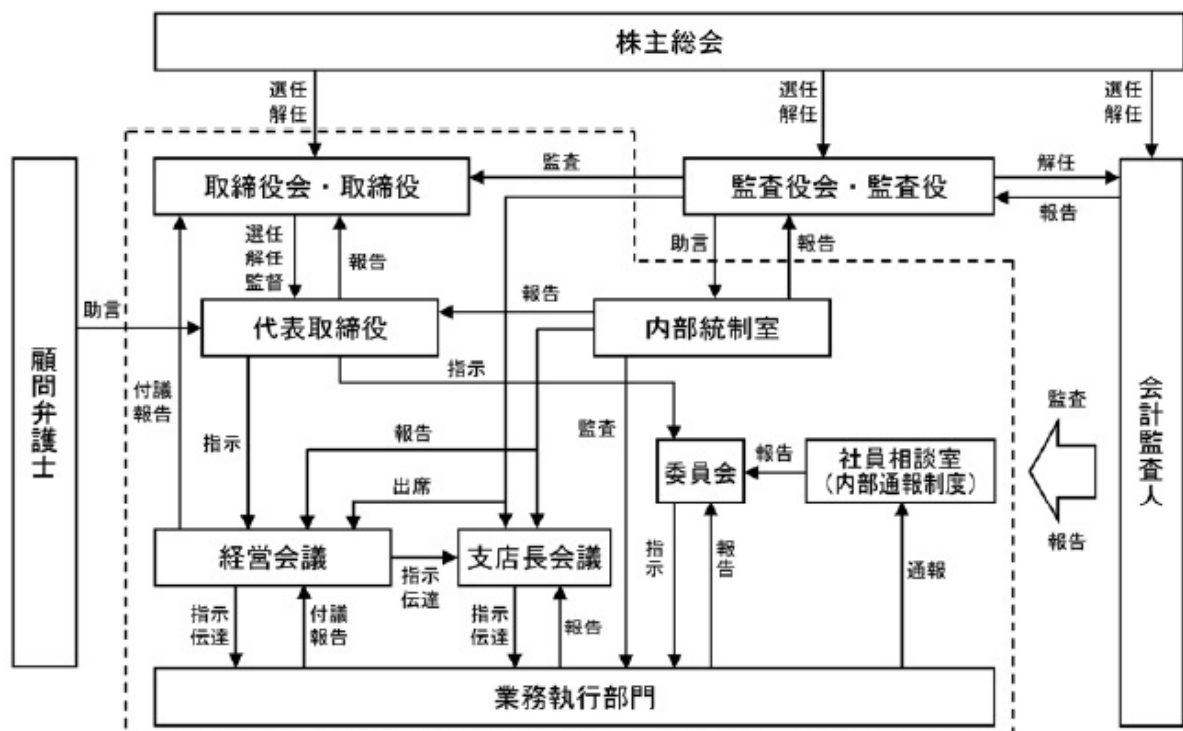
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

◆コーポレート・ガバナンス体制



◆適時開示体制の概要

